

(様式第 2 号)

会 議 録

令和 7 年 3 月 2 1 日作成

会議の名称	令和 6 年度 第 4 回 島本町環境保全審議会		
会議の開催日時	令和 7 年 1 月 17 日（金） 15 時 00 分 ～ 17 時 10 分		
会議の開催場所	島本町役場 3 階 委員会室		
公開の可否	可 可 ・ 一部不可 ・ 不可	傍聴者数	4 人
非公開の理由 （非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出席者	委員	深町会長、好本委員、小山委員、金山委員 藤澤委員、厚東委員、樋口委員、中桐委員 上田委員、岩井田委員	
	事務局		
会議の議題	(1) 第二期島本町環境基本計画（案）について（付議） (2) 島本町一般廃棄物処理基本計画（案）について (3) その他		
決定事項等			
審議等の内容	別紙の通り		
配布資料	資料 1 第二期島本町環境基本計画（案） 資料 2 第二期島本町環境基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果に係る町の考え方 資料 3 一般廃棄物処理基本計画（案） 資料 4 一般廃棄物処理基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果に係る町の考え方 参考資料 島本町環境保全審議会委員名簿		

令和 6 年度 第 4 回 島本町環境保全審議会会議録

事務局	それでは、案件 1 については付議案件となっておりますことから、山田町長から会長に諮問させていただきます。よろしくお願いします。
山田町長	島都環第 8 9 3 号令和 7 年 1 月 1 7 日 島本町環境保全審議会会長様 島本町長、山田紘平 第二期島本町環境基本計画（案）について（付議） 第二期島本町環境基本計画（案）を別紙のとおり作成しましたので、貴審議会の答申を求めます。 どうぞよろしくお願いいたします。
会長	それではただいま、付議がありましたので、議事に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは第二期島本町環境基本計画（案）について、説明いたします。環境基本計画案につきましては、今年度 5 月から 11 月までの計 3 回、審議会でご審議いただき、その後、11 月中旬から 12 月中旬までパブリックコメント募集を行いました。結果、17 名の方から、合計 89 件のご意見をいただき、主なご意見につきましては、農地保全に関する内容をいただいております。今回、そのパブリックコメントの結果案とパブリックコメントを踏まえた計画修正案をお示しさせていただいております。 今回はこの内容を確認し、基本計画案について最終まとめ、審議を行い、その上で環境基本計画についての答申案の取りまとめを行いたいと考えております。このことから、パブリックコメントの結果に基づく修正箇所を中心にご意見をいただければと考えております。なお、パブリックコメントの結果を踏まえた修正箇所につきましては黄色塗りでお示ししており、ご説明は資料ページ番号でさせていただきたいと思います。 資料 1、第二期島本町環境計画（案）をお手元にご用意いただけますでしょうか。まず表紙をめくっていただいた次のページでございますが、こちらは本日、追加資料でお配りしました目次が記載しております資料につきまして、差し替え箇所となっております。委員の皆さまに送付させていただいた時点では、町長のあいさつページを設けておりましたが、あいさつにつきましては、当初計画において記載させていただくことが一般的ですので、今回は計画の改定となっていることから、本ページは削除させていただきます。 1 ページの「第 1 章 第 1 節 計画改定の背景と目的」のページをご覧ください。

	さい。上から 8 行目の黄色塗り、こちらは以前、「わが国」という記載をしておりましたが、社会経済活動に伴う環境問題等につきましては、「わが国」を取り、「私たち」の経済活動のほうに直接起因しているとのご意見をいただいておりますことから、「私たち」という文言に修正をいたしました。続きまして、同じページの下から 2 行目、黄色塗りの部分です。こちらは国の第 6 次環境基本計画において掲げられております、人々の生活の質を求めるウェルビーイングにおいて、本計画にも指針として明記すべきとのご意見を踏まえまして、文言の追記をいたしました。 13 ページ「第 2 章 環境を取り巻く社会情勢 第 4 節 自然環境」の黄色塗りの箇所をご覧ください。こちらにつきましては森林保全、生物多様性の記載は以前の計画の中でしていたものの、農地保全の記載がないとのご意見を踏まえまして、農地保全に関する追記をいたしました。17 ページの「第 3 章 前計画の取組状況 第 1 節 取組と状況（１）水と緑の保全」の黄色塗りの箇所をご覧ください。こちらにつきましては農地保全に関する取組内容の記述を具体的に記載してくださいとのご意見を踏まえまして、具体的に農地保全について追記いたしております。 22 ページ「第 2 節 前計画の評価」をご覧ください。一番上の黄色塗りの箇所、基本方針 1 の「しまもと環境・未来ネット及び町が主催する出前講座 実施学校園所数」の達成状況についてです。こちらは以前、「×」と記載しておりましたが、こちらの達成状況の考え方としましては、現況値が基準値より増加している場合は「△」と評価することから、「×」から「△」に修正をしております。 25 ページ、「第 3 章 前計画の取組状況 第 3 節 計画の課題（２）自然共生社会」をご覧ください。中段の辺りの黄色塗りの農地に関する部分でございます。こちらにつきましては農地の保全に関する表記、記述が無いとのご意見を踏まえまして、農地の抱える課題、現状について追記をいたしました。また、その下の段落では本町における住民 1 人当たりの公園面積が少ないことについて現状の値を示すべきとのご意見を踏まえ、住民 1 人当たりの公園面積を追記で出しました。 26 ページ、黄色塗りの箇所をご覧ください。こちらにつきましては本日お配りしました資料のページ番号でいいますと、25 ページ、26 ページの部分の差し替えになります。黄色塗りの部分の中で、触れる、触れ合えてない等の表記がございますが、平仮名、漢字等の違いがございましたので、こちらを統一させていただきました。30 ページ、「第 4 章 第 2 節 基本方針 2」をご覧ください。「国際的な生態系に関する目標に貢献します」の部分でございます。こちらについては以前、「国際的な生態系に関する目標に貢献し」の後に、「島本の自
--	--

然を世界に発信することを目指します」と記載しておりましたが、世界に発信できるというところにつきましては表現について、強調し過ぎではないかとのご意見がありました。自然共生サイトにつきましては、認定された場合、国際データベースに登録されるという点で国際的なものでございますが、記載等については少しトーンを下げた記載させていただきました。

33 ページ「第 5 章 施策の展開 第 2 節 施策の体系」をご覧ください。「2 守り生かす島本の自然と共に暮らすまちづくり（自然共生社会）」の「生物多様性に関する情報の提供」の次に、黄色塗りの箇所、農地保全を追記させていただいております。こちらにつきましては、後ほどのページで記載箇所が出てきますが、農地保全が生物多様性との関連があるとのご意見を踏まえ、追記したものとっております。41 ページ「第 5 章 第 3 節 基本施策と各主体の取組 基本方針 2 自然共生社会」をご覧ください。中段に当たります、SDGs と関連する内容の黄色塗りの所、「町域の農地の保全を進めます」の箇所です。こちらでもパブリックコメントのご意見を踏まえまして、追記しました。続きまして一番下の「(1) 水と緑の保全」の指標である生産緑地地区の指定の面積についてです。こちらにつきましては、開発により農地が減少する中で、農地の現状維持を図るため、指標として掲げるべきだとのご意見を踏まえまして、新たに指標を追記したものでございます。指標の内容につきましては、第五次島本町総合計画に掲げております指標を参考にしております。42 ページをご覧ください。こちらにつきましては農地保全を行うことで、生物多様性の保全、ヒートアイランド対策等になるとのご意見を踏まえまして、内容を追記したものでございます。

43 ページ「(2) 生物多様性の保全 町の取組」の農地の保全をご覧ください。こちらにつきましても先ほどの 41 ページでご説明しましたとおり、農地の保全と生物多様性の関連についてのご意見を踏まえ、追記いたしました。45 ページ「(3) 自然との触れ合いの場の確保」、町の取組の所で、「自然とふれあう場の確保・充実」をご覧ください。こちらは 25 ページで前計画の課題の所で説明させていただきましたとおり、本町における住民 1 人当たりの公園面積が少ないことについて現状を把握するべきとのご意見を踏まえまして、住民 1 人当たりの公園面積を追記しておりますが、25 ページ「第 3 節 計画の課題 (2) 自然共生社会」、水と緑の保全の箇所に記載しておりますことから、カテゴリーとしまして、42 ページの「(1) 水と緑の保全」に記載のほうをさせていただきたいと考えております。

55 ページ「基本方針の 5 (1) 水環境保全」の指標をご覧ください。目標につきましては、以前、国の基準値以内と表現しておりましたが、前回の審議会におきまして、もっと積極的な目標を掲げるべきだとのご意見がございましたこ

	とから、現状維持という表現に修正しております。続きまして資料編のほうの 1 ページをご覧ください。こちらにつきましては、審議会開催の経過や、審議会委員の名簿を追記すると共に、次のページでは付議、また、この答申について追加させていただく予定となっております。 また、計画の随所にはコラムを適宜、追加で掲載しており、計画を初めて見られた方がより理解してもらえますように工夫のほうをしております。なお、今後の計画のご説明については以上になりますが、今後のスケジュールで本日、会議、会長へ付議させていただいたことを踏まえまして、来週 24 日、金曜日までの間に、会長から町長のほうに答申をいただくことで事務を進めてまいりたいと考えております。その後、計画内容について、事務局で誤字脱字等のチェックを行うと共に、冊子のレイアウトを取り決め、今年度中に策定が完了するよう事務を進めてまいりたいと考えております。 事務局からの説明は以上であります。
会長	ご説明ありがとうございました。皆さんから、お気付きの点などご指摘やご質問などありましたらお願いします。
委員	23 ページに 1 日 1 人当たりのごみの排出量 663.1g という目標数値があつて、これは施策というか、流れがよくて「○」が付いているのではなくて、島本町一般廃棄物処理基本計画のアンケートに、586 人の回答があつた中で堆肥化されている方は 42 人、7 パーセントの方がもう既にやっておられる。私も堆肥化というものを毎日、庭に生ごみを全部埋めているので、自分も生ごみはごみに出してない。そういう方が多くおられるので、このやり方の中で数値目標を決めるのであれば、国からの目標で廃棄物処理基本計画に令和 7 年度において、1 日 1 人当たりの目標が 440 グラム、再生率は 28 パーセントを目標にするように書かれてあるので、意識の高い島本町であれば、もっと数値を上げてほしい。 極端に言えば、この国の目標をそのままスライドしてほしいというのが私の希望です。生ごみを堆肥化し、福岡県の大木町は年間で 16 億円お金が浮いて、そのお金で図書館を建てたり、ホールを建てたりしている。島本町もいきなりそこに行けとは言っていないですが、生ごみ処理機に、多分、予算 20 万円ぐらいで 10 人ぐらいに割っていると思うのですが、もっとそこにお金をかけても結果的にはお金が浮いてくるはずなので、締め切りました、で終わるのではなくて、1 人当たり年間生ごみに焼却しているお金、金額は分かりますか。調べたのですが自分ではよく分からないので数値を書いてほしいです。
事務局	こちらでは環境基本計画ということで、ごみ問題に限らず、温暖化対策と、

	環境保全とか全般的なことを書かせていただいています。具体的な内容については、以前からご説明しています、一般廃棄物処理基本計画の方で細かい取り決めに記載いただいておりますのと、計画については今回第4回目の審議会ということで、以前から議論は出尽くしている部分もございますので、具体的なところまで踏み込んだ表記というのは難しいと考えております。以上でございます。
委員	具体的に数字を教えてほしい。生ごみに幾らかかっているのですか。
事務局	生ごみの焼却量は今、手元に細かい数字がないので、お答えはしかねるのですが、その辺についても一般廃棄物処理基本計画の中でしっかり網羅できるような内容で、議論いただきながら精査していますので、そちらで記載をさせていただいて、地域の皆さんにより分かりやすいような形でお示しができたらと思います。それとごみ排出量は第3回までに色々ご議論いただいた中で目標数値は掲げさせていただいております、第4回についてはパブリックコメントを中心に色々精査させていただいた、着色の所に重点的にご意見をいただけたらありがたいと思います。以上です。
会長	ご指摘いただいた、ごみの問題は重要なことだと思いますが、今回の数字的なところ、一般廃棄物の所でより具体的に数値の妥当性だとか、現状把握というのを反映させていくという形でよろしいですか。
委員	なんでこの話をしたかという、生ごみだけじゃなくて、結果的には農地を残すためには大木町も液肥を入れる農家と連携している。ゼロ・ウェイスト、上勝町に行ったときも、行政だけじゃ難しい、町民だけでも難しく、そこに大学が入ったり、メーカーともっと研究したり、うまくいかないことはたくさんあるから、そこで微調整しながらやっていくということですが、ばらばらなんですよ。農地が減るのは困る、でも農業者頑張ると言うけれど、私は農業委員ですけど、放置田んぼがないかどうか監視する場になってしまう。助ける場じゃなくて。農業委員会でそのことを話し合いたかったら、農業委員会はそういう所じゃないと。 この間、先生が連れて行ってくれた若山台の放置竹林が見たいと言ったけれど、素晴らしい竹林、木、森であると。でもその下を見たら、下草が全然ない。それは鹿に食べられていると。その鹿の原因は放置竹林で獣害が起きているということだから、結局重なっているのに、一体どこで話しをしたらいいのか、ここかなと思った。ここで言ってもあんまり皆さん、採用されていない感じが

	するので、もうちょっと、縦横割り行政の調整役をお願いします。
会長	そうですね。今日いただいた意見のことに対して、縦割りにならないような形で。
事務局	ご意見ありがとうございます。環境課はいただいたような内容を所管している課で、ごみの問題でもそうですし、一般廃棄物の処理基本計画という計画があって、詳細までは書いてない部分もありますが、柱として計画を掲げさせていただいています。生物多様性、農地保全の関係、竹林の関係、あらゆる内容を記載しているのがこの第二期環境基本計画ということで、両計画はいわゆる環境課が所管するもの、その辺は行政として対策をしっかりと考えながら、バランスよく総合的に判断してやっていく必要があると考えています。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。ここは環境課所管の環境基本計画についての議論の間ではございますが、私ども、都市創造部の中では、都市整備課が所管しております公園であったりとか、にぎわい創造課が所管しております農地、森林のことであったりとか、部の中ではそのような多岐にわたる所管事項でございますので、今回、第4回目まで至る経過の中でも本当に貴重なご意見、たくさんいただいておりますので、それぞれの課の中で、お互い連携し合っ、より効果、効率的な施策、進めていけるように鋭意、努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。
委員	25 ページの高齢化や後継者不足などの後に、「このために土地を手放し開発につながっているため」といった文章入れてほしいです。パブリックコメント読んでいたら、結果的には、農地は残してほしいという意見が多い。それから、農業者も別に売りたいと思っているわけではないけれど、後継者不足と高齢化のために困っているから、結果的には土地を手放している。何百万もかけて、アンケート取って、たくさん子どもたちがマンションはいらないと書いている。100 人以上の人がいろんな場面で、パブリックコメントではなくアンケートでコメント書いているのに一切、この計画案の中にマンションという言葉が出てこないです。マンションが無理やったら、せめて開発という言葉はどこかに入れてほしいです。25 ページの中のどこかに。 私は入れるとしたら、高齢化や後継者不足などで土地を手放しのところ、だって、それが困っているから、土地所有者が抱える問題を解決し、農地を保全するための施策が求められていますって書いているじゃないですか。だから、施策がいるということでしょう。でも、その理由として後継者不足だから、そ

	れでどうなっていくかといったら、開発につながっている。こんなにすごいお金かけていっぱい書いてあるのに、マンションのことが書いてなかったら、これ見た人、住民はあのアンケート一体何だったのかとなると思います。
会長	分かりました。農地保全に関連して、単に担い手不足とかだけじゃなくて、開発による減少も記載していただきます。
委員	結果的には開発に結び付いているというか、どこかにマンションの開発を入れてほしいです。
委員	今、マンション開発とおっしゃったけど、それは間違いです。マンション以外にもいわゆる戸建ての宅地開発もあると思います。マンションということを強調し過ぎては、そういった目立たないところが見えなくなる。開発というのは、マンション建てるだけではないです。
委員	もちろん、そうですけれど。
委員	皆の調整が必要です。一方だけではないことを踏まえて、ある程度のところで妥協して、折り合いをつけて進んでいく必要がある。
委員	少しいいですか。個人の土地というのは全然調整していなくて、売ったらそれで終わりです。だから、マンションを強調するのはどうかというのは、例えば、宅地開発とか、農地以外の転用といいますか、そういった面でも課題がある。
委員	別にすごくこだわっているわけではないですが、アンケートに百何件も回答があって、子どもたちが、都市環境の所の 32 件のうち 18 件もマンションについて書いている。大人のほうは聞かれてないから、景観のことは書いてない。アンケート項目にないから、仕方がないから皆さん、必死でいろんなコメントに全部、マンションのことを書いている。言っている意味は分かりますよ。でも、実際、住民がこれだけ言葉に出しているの、それを環境部全員が受け止めないよ。
委員	受け止めていますよ。
委員	基本計画に言葉一つ書いてなかったら、じゃ、あのアンケート、何百万は何

	だったのかとなりませんか。私だったら、なります。
委員	マンションと書くのがどうかということです。マンションと書かなくても、そういう趣旨をここに反映したらいいわけでしょう。
委員	そうです。なので、趣旨を反映した文言を計画に記載してほしいです。
会長	今の議論について、事務局で回答を考えていたようですのでお願いします。
事務局	色々ご議論ありがとうございます。やはり、表現の仕方は様々ありまして、環境の視点で今、パブコメの内容も含めた形で書かせていただいているつもりですが、開発とか、マンションとか、いろんなキーワードがある中で書きぶりについては、色々あると思います。それについては、25 ページの今、おっしゃっていただいたような高齢化や後継者不足等、その周辺につながる文言の中で、キーワードについてはこちらで考えさせていただきます。
委員	1 行でも入っていたら、多分、言っただけのことはあると思う。
会長	その趣旨を理解しつつ私も相談に乗って、その部分の対応を考えるようにします。
事務局	黄色で塗っている所の 2 行目で減少という言葉が入っていますので、どういう状況で減少しているか、そういう部分について、先ほど、委員からもご意見もございましたので、開発等であったり、農地以外への転用であったりとか、内容や文言を検討します。あと、具体的な文言についてはまた、会長ともご相談させていただく形でよろしいでしょうか。
会長	例えば、開発等に伴う農地の減少とか、そういうフレーズが入るような形で調整させていただきたいと思います。ありがとうございます。
委員	農地の保全ということは確かに大事で、それが生物多様性につながるということは、どの程度、実際、どうなのかというところ、この段階ではいいですよ。もっと考えれば、今の農業を見れば、農薬を使わない農業なんて成り立たないわけですよ。除草剤であるとか、殺虫剤であるとか、それがいかに環境に打撃を与えているかということは、次もう一步踏み込んだときに、ただ単に保全するだけでなく、色々将来の人のために、食べて安全な食料の確保という観

	点からも、そういったところまでも踏み込んでいただきたいと思います。ただ単に保全するだけでは駄目だと思います。以上です。
会長	単純に保全するだけでなく、農地の影響や役割について本質的な部分まで踏み込んでほしいということでしょうか。
委員	そうです。
委員	今の委員の意見の中で島本だけに限定して話させていただきますと、島本の農家の大半が自家消費、個人農家です。販売目的で営業としてやられていることはまずありません。 あとは、主に稲作に関して言えば、JA 高槻に、水田の稲作を作るための栽培の基準、指針というのがあります。その中に使える農薬の種類、量、全てという少し語弊がありますが記載されていて、その農薬を超えるものになると、JA も買い上げをしません。なおかつ、マニフェストの提出を求めます。こういう形でやっておりますので、ここの皆さん、そうだと思いますけど、自分が食べる野菜に関して、農薬を基準以上使われますかということです。島本に関して言えば、全国の基準より明らかに低い数値。野菜類に関しては個人消費ですから、ほぼ無農薬。水田に関しても一般に認められている量の半分とは言いませんけど、近いぐらいの基準でやられているのが今、島本の農業、農家の栽培基準です。参考までに。
委員	なぜ、こんなことを言うかといいますと、桜井の JR の西側の解体をするときに、水田がなくなると環境保全、多様性が損なわれるということで、それこそ私、長靴履いて、春先にあの辺の田んぼ、ずっと歩いて回りました。そうすると生き物がほとんどいない。あぜ道歩いて来られた知り合いの農家の方に、「いてまへんか」と言うと、「そらそうや。今、除草剤、撒いてあるから、みんな死んでもうとるわ」というようなことで。今おっしゃられている、そういう基準というのは人間が作ったもので、アメリカで禁止されている赤色の着色料が日本では使われている、昨日か、今日かの新聞に出たように。さて、それが本当に正しいのかどうかということは疑問に思うわけです。 特に虫を殺す農薬を撒いたがために、ミツバチが全滅したというようなことも聞いていますし、いろんなことで、農薬なくして農業成り立たないというのはよく分かっていますけれど、より安全な農薬農業というのはなかなか難しく、私も庭でちょっと育てますが、農薬なかったら、なかなか育たない。できるだけバイオ農薬であるとか、自然の農薬しか使わないようにしていますが、将

	来的にはこういったことをもっと踏み込んでやっていかないといけないと思いますので、以上です。
委員	委員の認識に一言言っておきたいですけども、西地区は私も田んぼのときに結構色々回って見えています。実際あそこでもファミリー農園やったことがあります。虫は色々います。私としてはカブトエビとか、クサガメ、ヒメボタル、そういったものはちゃんと生きていますので、農薬を全然使っていないわけじゃないと思いますけども、やはり農地があるということは、それだけ生物多様性というのは実際、JR 西のあの区域においても非常に盛んであったということは、ちょっと付け加えさせていただきたいと思います。以上です。
委員	それは分かります。例えば、コウノトリの繁殖地では、できるだけ農薬を少ないようなもので、水田も管理しているようなことも聞いています。ある程度は理解できていますは、水田に関してはほとんど生物がいなかったというのは事実。畑はいたかもしれないですが。
委員	水田もいます。
委員	水田もいた？
委員	います。大丈夫です。
委員	高浜地区においては、生物はたくさんいます。多分、開発された小さい農地を見られたのだと思います。ある程度、一反ぐらい農地のある所には生物はたくさんいます。
委員	せっかく委員が、うちは農薬をほとんど使っていないと言っているのなら、それは農薬を使っている一般の話をするのではなくて、反対にそこを文章に入れる、強調して、減農薬の状態や無農薬、こうやって使っているという文章を入れたほうが、島本の読んだ人が、安心して野菜を買える。だから、反対にそこできてないではなく、せっかく言ってくれた農家の人の話を文章に。農薬はほとんど使っていないから。
委員	そういう方もいる。そうだと言い切ることは問題あると思う。
会長	有機農業とか、減農薬の農業をできるだけ進めていきましょう、みたいな感

	じですかね。
委員	そうですね。今、高浜地区の個人の方ですけども、無農薬無肥料で去年の春から1反分の田んぼをやられています。その方がこの後、どうなっていくかは、これから楽しみというか、見ていこうと思っていますけども、そういう動きもあるということだけお知らせして。
会長	農地に関連して、今の話とかに関連するフレーズはありましたか。
事務局	今回、パブリックコメントでたくさんの農地に関する意見をいただいたので、記載をさせていただきました。環境基本計画に関しては、環境政策の基本的な方針ということで、その中に一つの取組として、その農業に関する施策を記載させていただくということで、基本計画にどこまで、具体的な施策を落とし込むかというのは、色々議論が分かりますし、結構難しいところだと思いますけれども、今回に関しては基本的な方向性を記載させていただいて、今まで農地という表現がなかったところに追加をしています。手法に関しては、ご提案、色々いただいておりますけど、多岐にもわたりますし、農業の所管課において、これから10年間の間で、色々議論させていただいていく必要があると考えております。今後の農業の施策の中で、本計画とかいただいた審議会のご意見を踏まえて、今後検討していきたいと考えています。以上でございます。
委員	細かい文言で、一つだけあります。これは変えてくださいというより、希望ですけども、25ページです。今の続きで書かれている、農地を保全するための施策が求められていますの「求められています」というのは、少し他人事なので、もう少し強い表現ができないのかなというところだけお願いしておきたいと思います。
会長	その前の所は必要ですとかなっているの。表現としてはこちらが望ましいということでしょうか。
委員	町として、やっていくという意味が示してもらえたらありがたいなと。
会長	事務局いかがでしょうか。その、最後の求められているについて。
事務局	24ページの4行目か5行目ぐらいにも同じような表現はあるものの、他人事ではないので、表現に関しては、検討させていただきます。

会長	ぜひ、前向きな形でよろしく願いいたします。
委員	農地の保全が出ているので、そのことで補足させていただきたいと思ったのですが、パブリックコメントの中で農地に関する表現が不足しているということで、本当に重要なご指摘があったというふうに思っています。今回の追記案では農地の保全という言葉が新たに盛り込まれたということですがけれども、農地の保全というのは本当に重要なことだと思いますが、少し不足しているかなと思ったのが保全するだけではなくて、農地を活用して、活性化を図っていくという視点、それが文言として不足しているというふうに思いました。 農地の保全ということでいうと、生産緑地という制度を使おうというようなことも少し書かれていますけれども、農地の活用ということでいうと、例えば近年、都市農地の貸借法というのが新たに制定されたようで、生産緑地の貸借をやりやすくなっているという状況のようです。それを実際に活用している自治体とか出てきているということです。例えば、そういった制度を活用して、農地の活用、活性化を図っていくという目標を文言として入れるか、具体的な制度を入れないにしても、活用していくということについては、もう少し、文言があってもいいかなと思います。それで言うと、13 ページの黄色の部分、今回追加されたということですがけれども、そういった所に今のような視点を少し盛り込んでいくということがいいかと思いました。 ただ、もう一つ、農地の関係でいうと、この新たに追加された所、黄色の2～3 行目の辺り、農地の生産機能だけでなく、多面的な機能を評価していきましょう、そういう評価する動きが高まっていますと書かれています。この中で例えば、災害時の防災空間などと書かれていますけれども、この辺りの機能、かなり注目されているところです。それで言うと、防災協力農地登録制度というのがあって、大阪府内の自治体もこういったものを進めていく所が結構あります。こういったものも島本町で活用して行って、生産性だけではなくて、防災面としても農地をきちんと評価していく。例えば、そういう方向性を盛り込むとか、そういう検討があってもいいというふうに思いました。
委員	具体的にどんな活用の仕方があるか教えていただけますか。
委員	生産緑地として、農地をただ守るということだけではなく、もっといろんな人が農地に関わるような制度を使ったらどうかという話です。その一つの例として、こういう農地の貸借法を活用して、農地を使えるようなことを図っていきましょうというところです。

委員	貸農園ということですか。
委員	そういうようなのか。
会長	方針の所で入れられないですか。
委員	該当するのは 13 ページですが、あるいは 25 ページの辺りかと思いますけど。この辺りで保全という言葉はたくさん出てきますすけれど。
事務局	今、委員からありました方針は、先ほど、ご説明申し上げた所の基本方針 2 の、今後の部分で、一応ここには書かせていただいています、その前のページですね。今ご紹介いただいた前のページは現状でありますとか、今の課題ですか。こういうことがやっていかないといけないという内容の所で、どちらかというと、この 42 ページの基本方針の 2 の所で、前向きに頑張っていくとことで、町としては考えているところでございます。以上です。
会長	よろしいですか、委員。なにか、ここに入れたほうがいいのかというものが、具体的にあれば。
事務局	やはり、現状は現状を書かせていただいている、30 ページに基本方針ということで、今後 10 年間の取組についての基本的な考え方、向かうべき方向性の中の「基本方針 2 守り生かす島本の自然と共に暮らすまちづくり（自然共生社会）」の中に、農地のワードがはっきり言って非常に弱い。先ほど、申しましたように具体的な取組の中で、書かせていただきましたが、その前段階の方針の中で農地に関する部分について、会長とご相談させていただいて、付け加えさせていただくという形でよろしいでしょうか。よろしくお願いします。
委員	それをお願いします。
委員	今、保全と書いている言葉を活用保全という形の言葉に置き換えるだけでも、かなり意味が変わってくるので、その程度の変更でどうでしょう。参考意見です。
会長	ありがとうございます。活用という言葉をやさしく付けたりとか考えましょう。

委員	41 ページ有害鳥獣の徹底管理の件です。これは多様性の保全とかいうことからすると、農地だけでなく野山も同じです。かなり被害が出ているので、外来生物対策の前ぐらいに入れたらどうかと思うのですけど。
会長	農地だけでなく、森林等もということですか。
委員	要するに有害鳥獣ですね。鹿とか、イノシシの頭数制限。少し取り上げても。
委員	この本にも載っていますが、竹林を放置しているため有害鳥獣が増えているという流れがあるので、その対応のところに竹林整備を住民とマッチングとか、そのために放置竹林を整備するとか、具体的に竹林と有害鳥獣が別々にあるのではなくて、住民には森林所有者はちゃんと管理に努めましようと言われても、もう年がいつているから、みんな厳しいと言っているし、困っているのに求めることは多い。では町として、どういうふうにやっていくかというマッチングのところで、町が進める施策の中に放置竹林のこと書いてなかったら、結局、取りに行っ、出てきましたから売ってください、捕まえてくださいと言いますが、放置竹林をきれいにすることだけでも捕まえるのも楽になるので、文言に有害鳥獣と放置竹林とに入れてほしいです。
会長	確認ですが、委員がおっしゃった 41 ページに入れるということでもいいですか。
委員	そうですね。44 ページに一応、野生鳥獣の適正管理という文言はあるんです。生物多様性の所で。それを個々の方針のところにも入れていただいた方がいいのではないかと。
会長	竹林という言葉もしっかり使う。
委員	そう。放置竹林。
会長	放置竹林について、今二つ意見が出ましたが事務局いかがでしょうか。
事務局	委員にもおっしゃっていただいた、44 ページのこの有害鳥獣の関係の、農地保全の所と連動すると思いますので、書きぶりは会長と相談させていただきますが、書く際に放置竹林の関係も既に 41 ページ、森林整備保全と書いているものの、その辺のキーワード等相談させていただきます。

委員	15 ページの所で、メールでも送ったのですが、真ん中辺りの、「公共施設において緑化の取組の一つである緑のカーテン」と書いてありますが、これ、温暖化対策の一つではないかと思います。地球温暖化対策で緑のカーテンをやりましょうという話だと思います。そこが少し気になります。
事務局	委員からのご意見ですけれども、今、基本方針1の所で、学校園所の所に、緑のカーテンが入ってしまして、これは当初計画から、この所に記載させていただいてまして、ここに記載している理由としては、緑のカーテンを小学校とかで、理科の授業とかでやっていただくところで説明させていただいていたのですが、温暖化の取組の中でもグリーンカーテンというのは、一つの取組であると思いますので、これを記載はさせて、温暖化のほうではさせていただいてないというところで。 補足ですけれども、委員から今おっしゃっていただいた内容というのは確かに地球温暖化の対策の実行計画の中で掲げさせていただいていますが、その上の上位計画が、一応この環境基本計画となっていてまして、連動性のあるような計画のつくりになっているので、いったん、市街地の中の緑化という部分ではなにかし、上位計画である環境基本計画の中でも記載のほうは必要かなということで、当初から記載させていただいている部分があります。 確かに地球温暖化というところの視点で見れば地球温暖化対策ですが、大きく見れば、連動した計画となっています。
委員	どちらでもいいですけど、これ、緑化するために緑のカーテンをやっているのか、温暖化対策をやるためなのか、そこが気になります。
事務局	メインは地球温暖化対策です。緑化については、その辺の視点で対策っていうのは行っているという形になります。
委員	私的にはどっちでもいいですけど、景観って例えば、マンションは建ったけど、緑が増えたという、こういう緑化のあれでいったら、緑がたくさんあれば、また、ちょっと緩和されることがあったりする。小学校で緑のカーテンをやっていますけど、実際に住民は緑が減っていることに対してすごく気にしている。それと景観という言葉がこの冊子の中に、都市計画になるかもしれないですが、全然出てこなくて。国のやつを調べたら、日本はもともと建物の法律さえ守っていたら、別に景観というのが引っ掛かってこないから、結局、色々開発で破壊されていくので、今慌てて歴史のある所は守りましょう、緑のある所は守り

	ましょう、ここで言ったら、土手の崖の所にずっと緑があるけれど、その前にマンション建てたら結局緑が見えなくなるので、高さを抑制しましょうとか、大事な木じゃないけど、町並みを残すためには、その木を残したほうがいいという法律を作っていないと、結局、景観が守れない。 景観が守られないなら、別にこの島本じゃなくてもいいはずでしょ。でも、その地域に根付いている歴史とか、住民が持っている田んぼとか、畑とか、水とかがきれいということを生かしながら、景観を守っていくということ。なおかつ、開発があるから、それを全否定ではにですよ。否定しないで、変えるときには例えば、流山市みたいに緑の道づくりを、町並みの中に緑を植える、こういう同じ開発するけれど、熱くならないようにワンクッション、垣根を造るとか、補助を出すとか。もしくは認定をする。そういうふうな良い取組をしている企業ですよという認定する。島本だったら。 どっちでもいいですけど、景観という言葉が全く出てこない。でも、皆さんのアンケートでほとんどの答えが何を言おうとしているかと言ったら、マンションも含めて景観だと思って。私がもし、島本を離れて戻ってきたときに何を見るかと言ったら、町の景観でしょ。山が見えるかとか、水は残っているかとか、きれいか。田んぼはあるかどうか。そういう目で見るのが大事なので、例えば、緑を増やせられるような景観についてまとめるような、この基本方針、五つの中に全然、その言葉がないから、5 番目ぐらいかと思って。健やかに暮らそう、安全安心のこれからも住んでほしい町にしたかったら、さっきの田畑を守る取組や、緑を増やせるように景観に、もちろん、私はエリアを決めて高さ制限や、建物の緑化の条例とか作ってほしいですけど、そこまで今回無理だったら、景観を守れるような、何か取組をしていくとか、どっかに入れてほしいです。以上です。
会長	今二つの、緑の観点・表現についてはどうですか。
委員	おっしゃるとおり、温暖化にも当然寄与するものですので、例えば、公共施設において、温暖化対策の取組であるとか、趣旨としてある程度入れるというのは一つアイデアかなと思います。
事務局	ありがとうございます。書きぶりはいただいたご意見を基に工夫させていただきたいと思います。それから、景観の話ですけれども、市街地はいろんな法令を順守した中で様変わりしています。その中で、われわれ環境行政としましては、その中でも最大限、保全できるものはしていく。生物も残るようにしていく。そういった視点で物事を考えて、この計画を考えていますので、景観と

	という言葉が入ってなくとも心構えとしては、やはり最大限、市街地の中で、いかに色々保全できるかという視点で、この先 10 年間やっていきたいと思いますので、書いている、書いてないというのは確かにあるかもしれませんが、考え方としては、そういった形で市街地でも、いろんな課題が多いものの、できることはやっていくという視点でやっていきたいと思いますので、キーワードとして入れるのは、なかなか難しいかもしれませんが、この考え方だけご理解いただければありがたいなと思います。
委員	国の方針として、良好な景観の形成を図る上で重要な景観資源や緑地のように、緑地の前に形容詞として景観資源である緑地とかあります。都市緑化の前に入れるとか、保全とか、前に景観資源であると、国が言っているし、その良好な景観の形成に向けて、適切な規制、対象、規制手法を選択し、必要な内容、過不足なくつなげることが望ましいって、国が景観について書いている。マンションについて書いてほしいけれど、マンションと書いたらダメというなら、高さとか、緑化とか、両方含めて、景観と書かなくても高さ制限と、それか緑化条例作ってくれるのだったら私は引き下がります。でも、そのどっちもまだ、何も決まってないし、難しいと言うのであれば、さっき言っていたみたいに緑化がいいかと。だって、皆さん、アンケートで書いているように良好な景観を求めています。 だから、マンションとか、いろんな言葉で色々言っているけれど、でもそれが難しいとか、色々言うのだったら、そのマンションをそのまま景観と言って、その景観の中身はもちろん、つくってほしくない景観と、今現在ある景観とか、そのどっちも含むことができるから景観のほうが入れやすいのではないかと。
会長	景観が専門の大事なキーワードなので、言っていただくのは大変ありがたいです。それで、実はその景観は景観計画だとか、景観審議会みたいのがあって、景観だけでも、多くの議論があって、うまくそれをつなぐキーワードのような形で位置付けられればやらせていただきたいですけれども、景観について考えていくということの重要性は言っていただいてよかったと思います。
委員	なので、本当は本 1 冊で済まないぐらい、景観だけでやらないといけないけど、実際、島本にその景観計画でやっていきますという流れはできてないじゃないですか。なので、普通に高さ制限の条例がほしいです。
会長	だから、ぜひ、景観というキーワードも今後考えていただきたいです。

事務局	ありがとうございます。まず、島本町、景観計画がございます。本町の景観計画に基づいて、いろんな開発についても業者と協議はさせていただいている状況でございます。あと、高さについても、現在、適切な高さ規定に関する検討業務をここ令和5年、6年、7年度と継続して実施、進めておりますので、結果がどうなっていくかというのは別ですけども、高さについても検討業務も進めている状況でございます。以上です。
委員	話は変わりますが、ここずっと見ていったら、年の書き方が西暦で書いている所、年号で書いている所、併記している所、ばらばらなんで、できる範囲で結構ですから統一するようにお願いします。
事務局	修正のほうさせていただきます。
委員	この資料の7～8ページにはこれ、植生の調査の全町的な地図が出ていますが、ところが資料の5ページの所だと、土地の利用現況というのは、令和5年のマスタープランのデータで、グラフが描いてある。これ大元の地図があると思うので、島本町の山林はここら辺が占めていて、田畑がここにあってというようなことが図、地図で比較してやれば一目瞭然、今まで田んぼだった所が、宅地化されたというような比較はしやすくなると思うので。もし、今から入れるのが難しいということであれば結構ですけど、そういう土地の利用区分別地図も入れていただければ比較になっていいと思います。
事務局	こちらのデータも委託業務の中でやっているのも、その委託している所とも確認しながら、反映できるかどうか一度精査します。
委員	もしくは、そのマスタープランか何かに地図があったと思います。だから、その古いやつと比較して、どうなっているのか見やすい比較を。
委員	もう一点だけ。50ページの気候変動への適応という項目の所で、できたら、生物影響、これを入れておいてもらったら。いろんな昆虫や、それこそ植物関係、変わってきている可能性があるのも、その辺も見ながら今、多様性の保全とかかかってきます。何か一言入れておいていただいたら。
会長	入れるとしたらどこに入れますか。
委員	町の取組に入れといってもらったらどうかと。気候変動への生物影響の話とい

	うことで。
会長	そうですね。生物の分布がだいぶ変わってたりします。委員、どうやって入れたらいいと思いますか。
委員	生物についてはモニタリング調査をされてきていると思うので、その中で、やっぱり、前見られなかった生物が出てきている。あるいは逆に、生物がちょっと減っているみたいなことも分かっていると思います。それと、この気候変動との対応というのを検討するっていうようなことになってくると思うので、やっぱり、町の所ですかね。モニタリング調査というのは、これからもされていくと思いますので、その絡みで気候変動との関係というのもきちっと見ていくっていう。そんなくくりができませんでしょうか。
会長	町の取組の所に、住民の健康や暮らしに影響を与える気候変動とありますけども、やっぱり生物の分布等に与えている影響みたいな部分をここに重要だと。
事務局	ご意見ありがとうございます。50 ページの町の取組の中ほどぐらいですね。その辺、何か入れられるようなものがあれば、キーワードもチョイスさせていただいて、会長と相談させていただきます。
会長	お願いします。委員、委員一言ずついかがでしょうか。
委員	49 ページの太陽光パネルとありますけれど、いつもどおりのかいやつ。例年の、従来のもののことですね。
事務局	従来っていうのは昔からある、屋根の上に載せている太陽光パネルのことのご指摘でしょうか。おっしゃるとおりでございます。
委員	これは廃棄とかの問題になっています。積水化学がシートの開発をしていて、万博で使われます。だから、島本町だし、それを応援してほしいです。環境にもすごく良いし、廃棄もない。
会長	新しい技術をしっかり。どうですか。
事務局	今おっしゃいました、ペロブスカイトについては、町のほうで積水化学にお伺いして、見に行ってきましたが、太陽光パネルはすごい重量があって、屋根

	になかなか付けるのが困難な所にも、薄いので壁に付けたり、貼ったり、そういうこともできると。ただ、耐用年数のほうが太陽光パネル、今までのように何十年という耐用年数がなくて、積水化学もその耐用年数の寿命伸ばすとか、そういう視点でどんどん開発を進められているところですけど、なかなかまだ、市販化といいますか、そこまでの供給はされていないというところもありますので、もっと開発進んで、コスト的な問題、下がったりとか、もっと耐用年数が上がったりとか、そういう時代が来たら、もうちょっと普及しますし、町もそういったことを検討していく一つになると思っていますけども、現状では、対応が難しくなっております。
会長	この絵を載せると何となく、太陽光とはこんな感じ、みたいになりますけど、どうですか。
事務局	今、シリコン型というのが普及されていますが、島本町はペロブスカイト電池という、薄型のものも、これから、耐用年数を伸ばしたり、コストを下げたりという努力が続けられているところですので、もうちょっと長い目で見ていこうかなという気はします。
委員	そっちの写真に変えたらどうですか。
委員	島本住民も知れたらいいです。
事務局	広報の話ですけど、ペロブスカイト、以前、地球温暖化の取組の特集を連載していたことがあります。その一つで積水化学に行って、担当者の方とペロブスカイトはこんなもんですよというレクを受けているようなものが過去に載っていますので一度、検索いただいて参考いただければと思います。
委員	その記事を要約して、新しくしてここに出したらいい。
会長	これだけじゃなくて他にも選択肢があるということ。
事務局	先ほどもおっしゃったように、発展途上の部分で、なかなか世にまだ出回ってない中で、ここに具体的に載せてしまうと、それが果たして取り入れることができるのか、購入できるのではないかとかという誤解も生じるかなと思ひまして、一般的な今、普及しているような太陽光パネルの絵が妥当と考えております。以上です。

委員	ここに購入支援と書いているからそういうことになるわけでしょ。だから、タイトル変えたら載せられるわけです。購入支援ではなく、購入支援は購入支援でやっというて、将来はこうですよというような形に期待される未来技術というような形で載せられていい。
事務局	今、ご意見いただいている中で期待される部分がある、これだけじゃなくて、こういうことも検討されて、こういう発展も期待されるような部分では何か、一文、キーワードとして載せられるのかなと思いますが、一度相談させてください。
委員	話変わりますけども、55 ページ。PFOS、PFAS 濃度で、この間の議論から現状 5 ナノグラムということになっていきますけれど、パブリックコメントのほうを見ますと、PFAS 関係も一部ありまして、素案に対するパブリックコメント、4 ページの 17 番目ですか。町の考え方として載っていますけども、国際的に統一された評価値がないというのはものの、例えば、IARC（国際がん研究機関）はがんの評価で 4 段階のうちの一番上にしている。これ国連の附属機関だと思いますので、それが全世界の学者が認めているかどうかといったら、それは違うかもしれないけども、内閣府はちょっとでも矮小化しようとして色々書いていますけども、もうすこし予防原則といいますか、そういったこともあるので、町としては内閣府みたいな言い方するのではなくて、国際的にも知見はたまっていると思います。 それと、今後について、国等の方針を踏まえて、適宜、対応してまいりますと書いていますが、これ、環境計画のほうはせっかく、現況 5 ということで、目標にして、目標は現状維持ですけども、そういう書きぶりになっているので、例えば、回答としては積極的に対応するとかにやってほしいし、主体の取組としても、色々書いてはおられますが、この間、岡山で問題になったみたいに、活性炭を廃棄してそれが大問題になったというようなこともあるので、やっぱり、適宜、汚染源の調査とか。今、ここ調査と書いていますけども、あくまで規制とかの調査とかになっていて、そういうふうに読めます。分析も、分析することと調査すること、また違いますので、そういったことも入れてほしいなと。 例えば、各主体の取組の各主体で町というのがありますけども、その中で汚染源の調査とか、非常にシンプルにいったらそういうことですね。
事務局	ご意見ありがとうございます。PFOS と PFAS については、今、この近辺だけ

	でなくて、全国的、世界的にいろんな意見があって、その中で本町も令和5年から、PFOS、PFAの水質調査をやっている。ただ、環境基本計画の目標としては一応、現状維持ということで、意気込みとしては、前向きに、積極的にというようなことを重視しながら、しっかり対策していくという部分で、事細かなことまでは書けていませんけども、そういう意気込みで、全て現状維持という目標の中に組み込ませていただいているということは、ご理解いただけたらありがたいです。 明らかに汚染源というのはなかなか今の時点で、いろんな意見、見ましても、はっきり調査しますとかというのは、今の時点では難しい部分はあるとは思いますが、今後、国が例えば、ガイドラインを書くなり、いろんな具体的に掘り下がってきたときに町としてどういう姿勢で、どういう形で、今、おっしゃっていただいたような汚染源、追跡していかないといけない、そういうタイミングが来れば、しっかりと対応もしていきたいと思いますので、計画の書きぶりの中ではいったん相談はさせていただきますが、どういうふうに書けるかというのは検討させていただきたいとは思っています。ただ、何が書けるかというのは悩まさせていただきたいと思っています。
委員	分かりました。いや、難しいなと思います。確かに、そうですね。
委員	32ページをみて思ったのですが事業者の役割という大きな柱の一つとして、住民・町・事業者とありますが、例えば、マンションを建てる会社とか、そういう所はここに住んでいるわけじゃないじゃないですか。積水化学、トッパンとかはずっと町にあるので、地域に貢献しようと思っていて社会的に貢献するのが、その後、どうなっているかも住民も注視していくことできるけれど、建てる時にいった業者は入って、出ていくから、この事業者というのが、町にいる事業者だけを指しているのか、それとも、ここに入ってきて、さっきの不法投棄じゃないけど、汚れた活性炭をおいて、マンション造って、そのときの業者がずっといるなら皆さんが注視していくけれど。だから、この事業者の役割のところが一体、ここに籍を置いている事業者なのか、それとも、入ってくる事業者も含めて言っているのか。入ってくる事業者も含めているのであれば、その事業者に対しての役割として、例えば、町並みを左右するので開発の中で、町並みの保全の中に、出ていく業者も含めているのか、その辺知りたいです。
事務局	今、委員にも言っていたように、当然、既存の事業者さんです。いろんな行為をする上では生物多様性のガイドラインとか、環境は策定をしますし、色々指導というのか、お願いというのか。ガイドラインも努力義務ではあ

	るものの、環境からの目線では役場が担うと思うので、さまざまな事業者の視点というふうには考えています。今あるところだけでなく、いろんな携わる事業者という部分も入っているかなと。
委員	その視点でいうと、この文章だけを読んでいると、やっぱり居る事業者に対する文章だけなのかなと私は感じた。例えば、町並みの保全という文言を入れてもらえていたら、例えば、新しく来られる人に。自然環境はこの冊子の十分に出ていないじゃないですか。けど、アンケートでは、結局、島本町、こんなにしっかり計画を出しているけど、山の所とか、残っている所の自然のことだけ言っていて、街中は放っている形に感じるというコメントがあった。その緑も、山の緑が残っているのは分かるけど、じゃ、都市の緑はどれぐらい減って、どうかというの、この付いている冊子の参考資料見ても緑がどれだけ減っているか。極端に言うと、山なんか減るわけがないから、都市の所の部分だけもっと大きくして、そこの緑が減っているかどうか、見比べるぐらいに写真載せてほしいですけど、印刷の都合もあるだろうから、せめて、これを一生懸命読む人は町並みがどうなっているか、都市計画になるだろうけど、それを環境に関するアンケートをやっても、結局、町並みの高さのこととか、緑のこと書いているので、町並みの保全とかいう言葉を、さっき言ってくれたみたいに、入ってくる業者も含めるのであれば、その業者に対して、こういうふうな姿勢を持っていくという文言、町並みの保全という言葉だけでも入れてほしいと思っています。以上です。
事務局	先ほども申しましたとおり、町並みの保全も含めて景観については景観計画の中で、町域をブロックに分けて、この地域はこういうことを守っていこうとか、目指していこうといった部分が別の計画でうたわれています。ですから環境基本計画の中でうたうのはどうかというのが。
委員	ちょっとだけ入れてほしいだけです。なにもたくさん入れろとは言っていない。住民がこれだけ書いてきているので。
事務局	事業者がやる場合という中で、事業者だけがそういう景観を守るのではないともちろん思います。だから、それはまた、どの部分で、どこに入れるのが一番いいのかは、委員の思いとしては、どこかに少しでも、ということは十分伝わっていますので。
委員	どこかに少しじゃないです。事業者の役割の中の町並みです。それだけです。

事務局	事業者については、きっちり都市計画の手続きの中で、指導等もさせていただいておりますので、環境目線での、そういう対応も必要かとは思いますが、きっちり法令にのっとって、指導をしています。あと、景観計画の中でそれに見合うような計画に変更していただけるような調整は、そちらのほうでしていますので、ここに入れるのはどうかと思います。
委員	もう一度言いますよ。環境アンケートの中で高さに困っている。別にその環境計画にけちを付けているわけじゃないけど、実際問題、もうこれ以上、建てないでほしいといった言葉が子どもたちからも、住民からもいっぱい出ている。で、環境のアンケートの中にそれを書いているのに、それに対して事業者に対する、その言葉がなかったら、景観法の中でも、わが国はそういう規定をしなかったために、法律にはのっとっていますよ。景観法も規定があるわけじゃなくて、話し合いの中で決めていくということだから、その規定があるわけじゃないけども、それを話し合って、決めていきなさいというところで今、住民からこれだけ資料が集まっていて、そこに景観も生かしてもらえと思う。
委員	趣旨分かります。それでは、入れるのであれば、そういった基準に基づいて施策を進めていきますということをやってもらったらいいのでは。そういうことを盛り込んでほしいということであれば、その専門の組織があれば、それがやっぱり優先されるわけですよ、ルールというのは。そこが専門にやっているのだから、それを覆すなり、そういった指示出すことはできないわけだから、そういった基準に基づいて町は施策を進めているということを、ここに書いておいたらいいい。
会長	今、おっしゃったところの解釈で言うと、地域の環境づくりに貢献しますということで、環境というのは非常に漠然ではありますけども、ご指摘いただいたような高さのこととかも含めて、いい環境にしていくというところで、しっかり貢献いただくというふうなところでどうかと思います。ありがとうございます。
委員	私から、1点だけコメントです。今回、計画案をパブコメされて、いろんな意見が出てくる中で、これと農地の保全、生態系に関するところですね。その辺をきっちりされたなと思います。私、温暖化対策というのをやっけていまして、今まで省エネしましょうとか、太陽光パネル入れましょうとか、風力発電しましょうとか、そんなことを日本で取り組んできましたが、なかなかそれだけで

	今、足りないという状況がある中で、この自然、生態系とか、生物多様性とか、あるいは農地、そういう所が持っている環境保全機能というのは、色々生物を育むという機能もあるし、温暖化対策、気候変動対策に対しても非常に大きなポテンシャルを持っているというのは今、世界的にも言われていまして、それをここで入れていただいているので、方向性として、いい方向性だと思いますので、結論としては賛同します。 1点だけ、事務局に確認したいのが、事前にいただいた資料のファイルをデータで持ってきて、ここで見ていますが、事前に確認して、資料編で私の所属に関して間違いがあったので、直しておいてくださいというのを事務局にお伝えしているのですが、事前に送っていただいた資料しか見てないので、その確認だけまた、終わってからで結構です。
事務局	確認して、直したいと思います。
会長	33ページに新しく、生物多様性の保全の所に、農地の保全を加えていただいたと思いますが、農林地としていただくほうが生物多様性の所でも森林の話も出ているので、両方、大事です。
委員	上の森林・農地の保全と活用とおなじように。
会長	そうですね。まとめて書くとそう。合わせるのであれば、上の書き方でいいですし、一言で書くのだったら農林地、お任せします。
委員	私も意見表明しておく、委員がさっきからずっと言われている景観のことにしましては、やはり全く同じ意見で、アンケートとかでも、たくさん、ご意見があります。事務局からも話がありましたけど、都市計画とも関係しているので、さまざま役割はあると思いますが、やはり、この中でも書きぶりとして、例えば、それは都市計画と連動して、そういったことをどこかに、関係性みたいなのを書いてほしいなど。
会長	分かりました。直接、細かい内容を書く形じゃなくても、連動しながらやっていくというような表現をお願いします。
委員	一つだけ、この住民アンケートと子どものアンケートとか、パブリックコメントは読めるのに、これは読めない。お金かけている以上、情報公開すべきだと思います。まとめたものではなくて全部。この後ろのコメントとか。これ

	が読めないと、住民がどう思っているかが分からない。
事務局	最終、取りまとめを予定していますので、こういうご意見がありましたというのは、お示しできるように考えさせていただきたいです。
会長	それでは、案件 1 につきまして、反対するご意見はなかったと思われますことから、原案の通り承認したいと思いますが、異議はありませんでしょうか。
会長	ありがとうございます。つきましては、町への答申については、議案に同意とすることに特段の意見はないという趣旨の答申とさせていただきたいと考えており、答申書の最終（案）につきましては、事務局と調整させていただいた上で、事務局にお渡しさせていただきたいと考えております。
会長	続きまして、案件 2 「一般廃棄物処理基本計画（案）について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料のうち「島本町一般廃棄物処理基本計画（案）」をお手元にご用意いただけますでしょうか。
事務局	それでは、案件 2 「一般廃棄物処理基本計画（案）」につきまして、ご説明いたします。 一般廃棄物処理基本計画（案）につきまして、これまで審議会において審議を行い、その後、昨年 11 月中旬から 12 月中旬にパブリックコメントの募集を行いました。 その結果、7 名の方から合計 36 件のご意見をいただきました。 今回、パブリックコメントに対する町の考え方の案と、パブリックコメントを踏まえた計画修正案をお示しさせていただきます。 今回は、この内容を確認し、基本計画案について、最終まとめ審議を行いたいと考えております。 資料のうち、資料 3 「島本町一般廃棄物処理基本計画（案）」、資料 4 「一般廃棄物処理基本計画（案）」に関するパブリックコメントの結果に係る町の考え方をお手元にご準備ください。 まず、2 ページ（の第 1 章第 1 節）をご覧ください。 こちら、「循環型社会の形成を推進するための法体系」を記載しておりまして、特に知っていただきたい 3 つの法律、「循環型社会形成推進基本法」、「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する

	法律」について、こちら、3ページから5ページにかけて、法律の概要をコラムとして記載しております。 次に、49ページ（の第3章第2節）をご覧ください。 こちらは、ごみ処理の課題として「脱炭素社会の実現」について記載しております。 脱炭素社会の実現に向けた取組として、特にプラスチックのごみ減量が重要であることから、下から2行目に「プラスチックをはじめとした」という文言を追記しております。 次に、54ページ（の第3章第5節）をご覧ください。 ごみ処理の基本方針としている「4Rの推進」につきまして、「4Rの行動」には優先順位があり、これらの行動を順番に行うことに意味がございますので、こちらのページにて、4Rとは何かというご説明や優先順位をコラムとして記載しております。 また、4Rのうちの「リサイクル」については、大きく分けて3種類ありますことから、55ページにて、その説明をコラムとして記載しております。 次に、65ページをご覧ください。 こちら、計画の目標達成に向けた方策の体系として、リフューズ・リデュースの推進に向けた、プラスチックごみ削減に対する町の取組を記載したページでございますが、特に、使い捨てプラスチックが出ないような取組が必要であることから、下から2つ目の項目と、一番下の項目を追記しております。 次に、66ページをご覧ください。 こちら、住民の皆様の取組を記載しておりますが、その中の1つ目の項目として、「マイバッグを持参してレジ袋の受け取りを断る、すぐにごみになるものはもらわないといった取組により、使い捨てのプラスチック製品の使用をできる限り自粛することについて、追記しております。 次に、同じく住民の皆様の取組の一番下の項目として、生ごみ減量の効果や生ごみ処理機やコンポストを活用した減量について、追記しております。 次に、67ページをご覧ください。 こちらは、リユースの推進に向けた取組を記載しておりますが、町の取組の一つ目の項目で記載しております「リユースプラットフォーム」について、より分かりやすい文章に修正しております。 次に、74ページ中ほどに記載している、「6ごみ処理施設の整備に関する事項」の（2）ごみ焼却処理施設をご覧ください。 こちら、3行目、「しかし」以降の文章について、「国の交付金の交付要件に該当しないため、財政的な負担を考慮すると、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは、現施設の延命化を図る必要があること」や、その交付金の
--	--

	交付対象について、追記しております。 次に、96 ページの第 5 章「4. 生活排水の処理計画」 1) をご覧ください。 こちらは、生活排水処理の目標について記載しております。 文章 2 段落目、「平成 2 年の水質汚濁防止法改正で初めて生活排水対策が盛り込まれ、町としても取組べき課題として適正処理を推進していく」という認識について、追記しております。 次に、98 ページの 6 の 1) をご覧ください。 こちらは、生活排水処理計画のその他として、「住民等に対する広報・啓発活動」について記載しておりますが、2 行目、「油や洗剤等の適正な使用をはじめとする」という文言を追記しております。 以上が、パブリックコメントでのご意見を受けて本計画に反映した内容になります。 今後の予定としましては、計画内容について、事務局において誤字脱字等のチェックを行うとともに、冊子のレイアウトや表紙などをコンサルと調整し、今年度中に策定が完了するよう事務を進めてまいります。
会長	それでは、ただいま説明を受けました案件について、委員のみなさまからご質問、ご意見等ございますでしょうか。
委員	コーティング肥料というマイクロプラスチックでコーティングされた肥料があるようですが、島本町の農家のかたは使われていますでしょうか。 結構普及されていますでしょうか。
委員	水田に関しては、ほとんどコーティング肥料を使っています。 メーカーから生分解性プラスチックで肥料を作る動きが加速されていますが、まだ全面的に流通している状態ではありません。
委員	66 ページの住民の取組にて、コーティング肥料をリフューズするという内容を書いてもらいたいです。 また、コーティングして使っている香料についても、マイクロプラスチック香害になります。香りもプラスチックも二重の意味で良くないため、リフューズする取組について、記載してもらいたいです。
事務局	計画に入れられると思います。 書き方については、検討します。

委員	ごみの問題は、お金を一番生み出せる、住民が一番協力できる内容です。 農地保全もできるし、農家のかたと丁寧にお話してJクレジットとして入れることができたらいいいと思います。 ただ、意識が高くなければ堆肥化もできないため、意識を高めるのであれば、モニターで実施してみなければ、どこに問題点があるかわかりません。 町の規模を考えつつ、農家のかたと繋げていくために、モニターを実施してみたらいかがでしょうか。 EM ぼかしを継続して実施している自治体もあります。 43 ページの記載では、補助事業を実施したという記載で終わっているため、次につなげられるようなものを入れたらいいと思います。 補助事業について、町民から問合せがあったとか、そういうことを書いてみたら関心が高いと分かりますし、今後につながると思います。
事務局	生ごみ処理の補助金について、コンポストは昨年5月頭から実施し、5月中に終了しています。 今後どのように拡充できるか検討します。
委員	資料 27 のアンケート結果で、32%以上の方がごみの取組みに意欲的にやってもいいという意思表示をしています。 補助金や堆肥の利用先まで考えています。
委員	コンポストで処理した堆肥を農地に戻せばそれで済むという考えだけを持たれても困ります。 どの時期にどの成分をどれだけ入れていくかが非常に重要です。 同じ品種を作っても味は変わります。 単純にコンポスト化したものを農地に使えば循環できるというのは誤解しないでほしいです。
事務局	委員のコーティング剤の件について、第5章生活排水処理基本計画 P. 98 に、その他住民等に対する広報啓発活動がありますので、ここでは油とかの適正な使用などについて記載していますので、「マイクロプラスチックの発生源となる」といった公共下水に影響を及ぼさないようなことで修正したいと思います。
委員	他の自治体みると、この施設にはいくら掛かるか、というのが分かりやすくまとめてあります。 知ることで一人ひとりが意識すると思うので、子どもでも分かるような計画

	にしてもらいたいです。
事務局	今後、計画の概要版を作成する予定にしています。 分かりやすい内容にしたいと考えています。
会長	他にご意見がないようですので、質疑はここまでにしたいと思います。
会長	続きまして、案件3「その他」について事務局から説明をお願いします。
事務局	特にありません。
会長	特に意見はないようですので、これで審議会を終わらせていただきます。 以上で本日の議案内容はすべて終了となりますので、審議会は以上とし、司会を事務局にお返しします。皆様お疲れ様でした。
事務局	会長どうもありがとうございました。委員のみなさまにおかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。 それでは令和6年度第4回島本町環境保全審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。